

墨田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 趣旨

「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号。以下「法」という。）第4条の規定に基づく任期付職員採用制度を導入するに当たり、必要な事項について定める。

2 制度内容

(1) 採用の事由

ア 「一定期間内に終了することが見込まれる業務」又は「一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務」に期間を限って従事させることが、公務の能率的運営を確保するために必要な場合

イ 任期の定めがない職員を上記アの業務に従事させる場合に、任期付職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要な場合

本区において、本件任期付職員を一般職層として任用する場合は、オリンピック・パラリンピック関係業務及びマイナンバー制度対応業務を対象とする。

(2) 任期

法の規定により、3年を超えない範囲内の期間とする。

ただし、条例で定める次のいずれかの事由に該当する場合は、5年を超えない範囲内の期間とすることができる。

ア 業務の終了時期が延長された場合その他やむを得ない事情がある場合

イ あらかじめ3年を超えて従事させる必要がある場合

任期が3年（上記ア又はイに該当する場合は5年）に満たない場合は、本人の同意を得て、任期を更新することができる。

(3) 給料等

ア 給料

人事委員会の承認を得て定める単一号給

上記の一般職層任期付職員については、類初任給と同額とする。

イ 昇給

実施しない。

ウ 昇格

実施しない。

エ 諸手当

支給する。（常勤職員と同様）

3 施行期日

公布の日

【 参考】地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（抄）

第4条 任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、条例で定めるところにより、職員を任期を定めて採用することができる。

- (1) 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- (2) 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

2 任命権者は、法律により任期を定めて任用される職員以外の職員を前項各号に掲げる業務のいずれかに係る職に任用する場合において、職員を当該業務以外の業務に期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要であるときは、条例で定めるところにより、職員を任期を定めて採用することができる。